

大阪市住之江区役所広告付き案内地図等設置事業者募集要項

民間事業者等との協働により市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、大阪市住之江区役所広告付き案内地図等を設置する事業者を次のとおり募集します。

1 募集内容

(1) 案件名称

大阪市住之江区役所広告付き案内地図等設置

(2) 事業内容

別紙1「大阪市住之江区役所広告付き案内地図等設置仕様書」のとおり

(3) 設置場所

大阪市住之江区役所1階（別紙2「設置予定場所図」参照）

ただし、設置時の庁舎レイアウトの都合により設置事業者と協議を行ったうえで設置場所を変更することがある。

(4) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、広告付き案内地図等の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という）を受けて使用する。

(5) 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和6年6月26日（水）から原則として1年間（ただし、初年度は使用許可開始日から令和7年3月31日までとする）。令和7年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪市が設定した募集条件を変更しないことを前提として年度毎に申請を行うことにより、最長、令和11年3月31日まで使用許可を受けることができる。

更新しない場合は、許可期間終了の3か月前までに、書面にて意思表示を行うこと。

※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではない。

また、使用許可が更新されなかったことに起因して設置事業者が被った損失は設置事業者の負担とする。

(6) 使用料

価格提案にて決定する。

最低使用料 月額62,500円（税抜）

最低使用料を下回る提案は無効とする。

(7) 設置施設の概要

ア 所在地

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

イ 利用時間

月曜日～木曜日・第4日曜日：午前9時～午後5時30分

金曜日：午前9時～午後7時

その他臨時開庁日（年度末・年度初めの日曜日で大阪府が定める日等）

※土曜日・上記以外の日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は
閉庁

ウ 来庁者数

約 1,000人/日（推定）

2 掲載できない広告

大阪府行政財産広告取扱規則第3条及び大阪府住之江区役所行政財産広告掲出要領第2条の各号に該当するもの。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができる。

- (1) 大阪市内又は近接市町村に本店又は支店・営業所を有すること。
- (2) 国税及び大阪府税の未納がないこと。
- (3) 令和3・4・5年度大阪府入札参加有資格者名簿において「04：映画等制作・広告・催事、印刷－02広告代行」のうち、「01総合広告代行」又は「02各種広告企画」に登録されていること。
- (4) 申込書の提出日において、大阪府競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪府暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (8) 本市が実施した行政財産の使用許可にかかる事業者の公募において、入札（価格提案）後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (9) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

4 価格提案参加申込方法等

(1) 申込受付期間

令和6年4月24日（水）～令和6年5月14日（火）

本市の休日を除く午前9時～午後5時30分

（ただし、正午から午後1時までを除く）

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行わない。

(2) 申込受付場所

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号（住之江区役所4階41番窓口）

大阪市住之江区役所総務課（総務）

電話：06-6682-9903

(3) 申込みに必要な書類

ア 応募申込書（本市所定様式）

イ 誓約書（本市所定様式A4サイズ両面）

※ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印を押印すること。

ウ <法人>印鑑証明書

<個人>印鑑登録証明書

エ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」又は「履歴事項証明書」に限ります。）

<個人>住民票の写し

※ ウエについては、発行後3か月以内のものに限ります。

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申し込みに必要な書類を受付場所に直接持参すること。

（送付、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない）

5 質疑書の提出

本募集要項に関する質問については、別紙様式の質疑書を住之江区役所総務課（総務）あて郵送等または電子メールにて提出すること。質疑書以外での質問は受け付けない。質問の要旨及び回答を住之江区役所ホームページに掲載する。

ア 質疑書受付期間

令和6年4月24日（水）から令和6年5月1日（水）

午後5時30分まで

イ 質疑書送付先

（郵送等の場合）

〒559-8601

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 住之江区役所 総務課（総務）あて

※令和6年5月1日（水）午後5時30分必着

（電子メールの場合）

大阪市住之江区役所総務課（総務）tt0001@city.osaka.lg.jp

ウ 回答予定

令和6年5月9日（木）

※住之江区ホームページ「入札契約情報」の「市有財産の使用許可の公募」に掲載

6 価格提案書の提出及び設置事業者の決定

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

令和6年5月16日(木)

午後2時00分から午後2時30分までに提出すること。

午後2時30分から価格提案審査を実施する。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 住之江区役所3階 第3-1会議室

(3) 提出書類等(当日持参するもの)

ア 価格提案書

イ 委任状(代理人により応募しようとする場合)

ウ 実印(代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した印鑑)

(4) 価格提案書の投函方法

応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函すること。

応募は、代理人に行わせることができる。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函すること。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額使用料(税抜)を表示すること。

ただし、使用料決定にあたっては、価格提案書に記載された応募価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額)をもって使用料とする。

なお、電気使用料は応募価格に含めないこと。

(6) 価格提案書の書き換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

(7) 価格提案審査

価格提案審査は、価格提案書の投函締切後直ちに応募資格者立会いのもとで行う。

応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員が立ち会う。

価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできない。

なお、価格提案書審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなす。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とする。

ア 最低使用料を下回る価格によるもの

イ 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの

- ウ 指定の日時まで提出しなかったもの
- エ 応募資格者の記名押印がないもの
- オ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの
- カ 同一物件について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの
- キ 同一物件について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの
- ク 同一物件について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案審査したときは、その全部のもの
- ケ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- コ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入などによるもの
- サ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの
- シ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(9) 使用予定事業者の決定

使用事業者は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者に決定する。

なお、使用業者に決定した者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続きの説明を行う。

(10) くじによる使用予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした応募資格者が2以上あるときは、直ちにくじにより使用事業者を決定する。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、使用事業者を決定する。

(11) 審査結果の公表

使用事業者を決定したときは、その者の受付番号及び金額を、使用事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表する。

審査決定後の問い合わせに対しては、使用事業者名及び決定金額を回答するとともに、ホームページに決定金額及び使用事業者の法人・個人の区分を掲載する。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがある。

7 使用許可申請の手続き

(1) 使用事業者は価格提案審査後、令和6年5月24日（金）までに、使用許可申請の手続きを行うこと。

(2) 使用許可は応募申込書に記載された名義で行う。

8 使用予定事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、使用事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 使用事業者に決定した者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他使用事業に決定した者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合

9 その他

- (1) 応募申込及び使用許可等の手続きに関する一切の費用については、応募申込者又は設置予定事業者の負担とする。
- (2) 電気を使用する際には、別途大阪市住之江区役所が発行する納入通知書により電気使用料を納入期限までに納入すること。（設置する機種 of 定格消費電力等により大阪市住之江区役所で算定します）
- (3) 設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用は設置事業者の負担とする。
- (4) 使用料については、初月分（令和6年6月分）のみ、日割りにて使用料の計算を行う。

【募集に関する問い合わせ先】

大阪市住之江区役所総務課（総務） 住之江区役所4階41番窓口

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 電話 06-6682-9903 担当：濱田・橋本